

## 船橋市感染症予防計画(案)の主な変更点について

No.	該当箇所	変更後	変更前	変更の理由
1	第1 感染症の予防の推進の基本的な方向 5【p.8】	(2) 市民の役割 市民は、感染症に関する正しい知識を持ち、正確な情報の把握を行うとともに、その予防やまん延の防止に必要な注意を払うよう努めなければならない。また、 <u>偏見や差別により感染症の患者及び医療関係者等の人権を損なわないようにしなければならない。</u>	(2) 市民の役割 市民は、感染症に関する正しい知識を持ち、正確な情報の把握を行うとともに、その予防やまん延の防止に必要な注意を払うよう努めなければならない。また、 <u>感染症の患者等について、偏見や差別により患者等の人権を損なわないようにしなければならない。</u>	県予防計画の変更に伴う。
2	第1 3 感染症に関する啓発、知識の普及と患者等の人権の尊重に関する事項 1【p.33】	地方公共団体においては適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行うことが、医師等においては患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供することが、県民においては感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、 <u>患者及び医療関係者等が差別を受けることがないよう配慮していくことが重要である。</u> さらに、地方公共団体は、感染症のまん延の防止のための措置を行うに当たっては、人権の尊重に留意することが必要である。	地方公共団体においては適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行うことが、医師等においては患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供することが、県民においては感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、 <u>患者等が差別を受けることがないよう配慮していくことが重要である。</u> さらに、地方公共団体は、感染症のまん延の防止のための措置を行うに当たっては、人権の尊重に留意することが必要である。	県予防計画の変更に伴う。

3	<p>巻末 （第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項4） 【p. 47】</p>	<p>（4）全国かつ急速なまん延が想定される新興感染症については、入院患者及び外来受診者の急増が想定されることから、平時から、法に基づき締結する医療措置協定等により、当該感染症の患者の入院体制及び外来体制や、当該感染症の後方支援体制を迅速に確保できるようにしておく。</p> <p><u>なお、医療提供体制の確保に当たっては、県等は、流行初期の段階から協定締結医療機関等に感染症に関する情報を迅速に提供できる体制及び円滑に連絡をとれる体制を構築しておく。</u></p>	<p>（4）全国かつ急速なまん延が想定される新興感染症については、入院患者及び外来受診者の急増が想定されることから、平時から、法に基づき締結する医療措置協定等により、当該感染症の患者の入院体制及び外来体制や、当該感染症の後方支援体制を迅速に確保できるようにしておく。</p>	<p>県予防計画の変更に伴う。</p> <p>※「第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項」については、県予防計画に基づき、市は対応することが原則となることから、県予防計画の該当箇所を抜粋し巻末に添付している。</p>
---	--	---	---	--